

指定管理者を非公募により選定する理由

施設名	門真市営住宅(第2次移管) ・下馬伏住宅 ・北岸和田住宅 ・三ツ島住宅 ・北島住宅
団体名	日本管財株式会社
非公募理由	大阪府からの移管により令和6年4月1日より本市の施設となる「下馬伏住宅」、「北岸和田住宅」、「三ツ島住宅」、「北島住宅」(以下、「第2次移管住宅」という)の指定管理者の選定を行うに当たり、現行の大阪府営住宅指定管理者及び門真市営住宅指定管理者が共に日本管財株式会社であることから、入居者の移管直後の混乱回避、第2次移管住宅と既存住宅の一元管理による窓口の一本化並びに市からの指示系統の簡素化によるサービスの均一化、スピード感のある対応が図れることから住宅入居者への負担軽減、サービスの向上も図れるため、既存住宅の指定管理期限である令和8年3月31日までの2年間の管理運営を暫定的に行うため非公募とする。
根拠法令	門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条第2項第4号